都市計画新丸子東3丁目南部地区地区計画を次のように決定する。

| 名 称 | 新丸子東3丁目南部地区地区計画 |
|--------------|--|
| 位置 | 川崎市中原区新丸子東3丁目、市ノ坪、中丸子及び小杉町3丁目地内 |
| 面積 | 約 4.1 ha |
| 地区計画の目標 | 本市の広域拠点である小杉駅周辺地区では、商業・業務市街地や複合市街地において、商業・業務、文化・交流、医療・福祉・教育、研究開発等の諸機能集積と都心にふさわしい優良な都市型住宅の建設を適切に誘導し、土地の計画的な高度利用を図り、職住の調和した質の高い複合市街地を目指している。この一部を構成する本地区は、大規模な工場跡地の土地利用転換に対し適切な誘導を図り、広域拠点を構成する「商業・にぎわい軸」の中心として、周辺環境と調和した商業・業務施設及び都市型住宅の立地を促進するとともに、幹線道路沿道としての市街地形成を図り、広域拠点にふさわしい都市機能の充実を目指していく。このため、以下の5点を目標に地区計画を定める。① 都市機能の充実を図るため、商業・サービス・娯楽、交流等のにぎわい機能を有する魅力ある大規模商業施設の導入と、都心にふさわしい優良な都市型住宅を導入し、計画的な土地の高度利用を図るとともに、沿道複合市街地の形成を図ることで、まちの広域的な拠点性を高める。② 周辺の都市計画道路の整備とあわせ、地区内の骨格となる地区幹線道路を拡幅整備することにより、都市基盤施設の充実を図り、交通結節機能を強化する。③ 敷地内の歩行者空間を確保するとともに広場等を適正配置することで、歩行者の回遊性を高め、あわせてバリアフリー化を促進し、安全で快適な都市空間を創出する。④ 環境負荷低減に配慮した建築物と一体的な計画のもと、広場などのオープンスペースを確保するとともに、敷地内の計画的な緑化により、緑に囲まれたうるおいのある空間を創出する。 |
| 土地利用に関する基本方針 | 商業及び交流機能、都市型居住等の各機能を地区の特性に応じて配置し、土地の計画的な高度利用を促進することにより、適切かつ良好な土地利用を実現するため、本地区を5つの地区に区分し、土地利用に関する方針を次のように定める。 ① A-1地区では、東急東横線武蔵小杉駅及びJR横須賀線武蔵小杉駅の両駅に近い利便性を活かし、商業・サービス・娯楽を中心としたにぎわいに資する機能や利用者の交流を促す機能を導入した複合商業施設を整備する。 ② B-1地区では、良好な環境を備えた居住機能及び商業機能、子育て支援施設等の地域住民等をサポートする生活支援に関連する機能を導入した施設を整備する。 ③ A-2地区、B-2地区及びC地区では、周辺の道路整備等に合わせ、周辺市街地の環境に配慮しつつ、沿道利用型の商業・業務や、居住機能が複合する市街地の形成を図る。 ④ A-1地区及びB-1地区においては、歩行者空間や建築計画と一体となったオープンスペースの適正配置により、地域の歩行者動線に配慮するとともに、緑豊かな広場を確保するなど、周辺市街地の環境との調和を図る。 |

| | • | | | | |
|--------------------|---------------|---|--|--|--|
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 都市基盤施設等の整備の方針 | 広域拠点にふさわしい都市基盤と良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤施設の整備の方針を次のように定める。 ① 土地の高度利用に伴う新たな都市活動を支え、地域の自動車交通を円滑に処理するため、幹線道路を補完する地区幹線道路を整備する。 ② 快適でうるおいのある空間の創出を目指し、広場・オープンスペース等を適切な位置に配置するとともに、地域と連携した防災機能の向上を図る。 ③ 歩行者の回遊性を高め、安心・安全な歩行者動線等を確保するため、バリアフリーに配慮した歩道状空地や通路を整備する。 ④ A-1地区には、地域住民等の利便性の向上を図り、秩序ある自転車利用を促進するため、自転車駐車場を適切な位置に整備する。 ⑤ 景観に配慮したデザインとする。 | | | |
| | 建築物等の整備の方針 | 都市基盤と連携した良好な市街地環境の形成を図るため、建築物等の整備方針を次のように定める。 ① 建築物の整備にあたっては、屋上緑化等も含めた敷地内の計画的な緑化を図るなど、環境への負荷の低減に努めるとともに、日照や通風、景観等、周辺市街地の環境に配慮し、調和のとれたものとする。 ② A-1地区では、歩行者動線や交流の場作りに配慮したオープンスペースを確保するとともに、ランドマーク性に配慮した広域拠点にふさわしいにぎわい景観を形成する。 ③ B-1地区では、建物高層部の壁面後退による上空の開放感を確保し、広がりのある空間形成を図るとともに、低層部における商業機能等の配置や公共空間との一体化によるにぎわいのある街並みを形成する。また、複数階に災害対策用備蓄倉庫を設置するなど、高層住宅における防災機能の向上を図る。 ④ 建築物の整備にあわせて適切に駐車場、駐輪場を整備する。 ⑤ 隣接する都市景観形成地区と同等の景観に関するルールを設け、それに則した整備を行う。 | | | |
| 再 | 開発等促進区 | 約 4. 1 ha | | | |
| 主要な公共施設の 配置及び規模 | | 地区幹線道路 幅員 1 7 ~ 2 0 m 延長約 1 7 5 m | | | |

| | 地区施設の配置及び規模 | | | 步道状空地 1 步道状空地 3 步道 3 步道 8 1 通路 2 広 | 幅幅幅幅幅面面面面面具具具具具具具具具具具 | m | 2 1 5 m 1 5 0 m 1 8 0 m 3 4 5 m 1 2 5 m 6 0 m | | | |
|--------|-------------|-----|------------|--|--|--|---|--|-------------|---|
| | | 区 夕 | 也区の B称 | A-1地区 | | В- | 1地区 | A-2 地区 | B-2 地区 | C地区 |
| | | 区分 | 也区の | 約2. 7ha | | 約1 | . 0 ha | 約0.05 | 約0.05 ha | 約0.2 |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築 | を物等 途の | 築い。 舎 没に保水類 所る 夕他 の品む 異類 に馬差類 が | ま、ほぼうではも、こったがです。 ぱあたずっ 車里へに 係又 第る所一す 患も、こった加ン子す。 ち投売すっ 店スに 係は 1。、ムる 者の 児れ め工屋屋る ん票場るを 、ホ類 る下 条)身そも のに 童ら に業、そも こ券そも除 ナーす 公 | 築①②②④③④⑤⑤⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②②② | 司家業を腐ら)は習ど場別ら ボゴ画住販(営) 「大学をの品が、大学をの品が、大学をの品が、大学をの品が、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では | 次には し (1) を (1) を (2) を (3) で (3) で (4) で (5) で (6) で (6) で (7) | げる建築物 | かは建築 よりではいる。 ないないではいる。 はいないではいないではいる。 はいないではいではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいではいる。 はいないではいと。 はいないではいではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいないではいる。 はいない。 はいないでは、 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 はいないと。 と。 はいないと。 はいないと。 はいと。 はいと。 はいと。 はいと。 はいと。 はいと。 はいと。 は |

| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物の 容積率の | 10分の40 | 10分の70 | |
|--------|------------|---------------------------|---|--------------|---|
| | | 最高限度 | ただし、建築物の容積率 積には、次に掲げる床面積 ① 建築基準法第52条第14 市許可基準に適合する系 ② 当該敷地内の建築物の名 地内に二以上の建築物が らの建築物の名階の床面 を限度として、自動車車 転車の停留又は駐車のが 所及び乗降場を含む。) 積 | _ | |
| | | 建築物の建ペースの最高限度 | 10分の6 ただし、建築基準法第5 3条第3項第1号又は第 2号のいずれかに該当す る建築物にあっては、10 分の1を加えた数値とし、 同項第1号及び第2号に 該当する建築物又は同条 第5項第1号に該当する 建築物にあっては、10分 の2を加えた数値とする。 | 10分の5 | |
| | | 建築物の 敷地面積 の最低限 度 | 1,0 ただし、公衆便所、巡査 る公益上必要な建築物の敷: | | |
| | | 壁面の位 置の制限 | 建築物の外壁又はこれに 示す壁面の位置の制限を超 地盤面下に設けられる建築 派出所、公衆便所その他こ 築物の部分については、この | _ | |
| | | 建築物等 の高さの 最高限度 | 3 0 m | 1 9 0 m | |
| | | XIFIPA/X | ただし、階段室、昇降機 その他これらに類する建築 積の合計が当該建築物の建 合においては、その部分の て算入しない。 | 築面積の8分の1以内の場 | _ |
| | | | • | | |

| | | 建築物等 | 1建築物等の外観に使用 | 1建築物等の外観に使用 | 1建築物等の外観に使用す |
|----|----|------|--------------|---------------|----------------|
| | | の形態又 | する色彩は、マンセル表 | する色彩は、マンセル表 | る色彩は、マンセル表色系 |
| | | は色彩そ | 色系(日本工業規格に定 | 色系(日本工業規格に定 | (日本工業規格に定める色 |
| | | の他の意 | める色の表示方法)で、 | める色の表示方法)で次 | の表示方法) で次の各号の |
| | | 匠の制限 | 色相5YRから0Yの | の各号のいずれかに該 | いずれかに該当するもの |
| | | | 範囲であり、明度8以上 | 当するものとする。ただ | とする。ただし、建築物等 |
| | | | かつ彩度1以上2以下、 | し、建築物等の外観の各 | の外観の各面の面積のう |
| | | | 明度5以上8未満かつ | 面の面積のうち5分の | ち5分の1未満の面積で |
| | | | 彩度1以上4以下又は | 1未満の面積で使用す | 使用する色彩又は表面に |
| | | | 明度3以上5未満かつ | る色彩又は表面に着色 | 着色していない自然石、木 |
| | | | 彩度1以上6以下のも | していない自然石、木 | 材、土壁、ガラス等の素材 |
| | | | のとする。ただし、建築 | 材、土壁、ガラス等の素 | 本来が持つ色彩について |
| | 建 | | 物等の外観の各面の面 | 材本来が持つ色彩につ | は、この限りでない。 |
| | 築 | | 積のうち5分の1未満 | いては、この限りでな | (1)明度8以上かつ彩度1以 |
| 地 | 物 | | の面積で使用する色彩 | ٧١° | 下又は明度3以上8未満 |
| 区 | 等 | | 又は表面に着色してい | (1)建築物等の高さ(地盤 | かつ彩度2以下 |
| 整 | けに | | ない自然石、木材、土壁、 | 面からの高さによる。以 | (2)色相0YRから4.9Y |
| | | | ガラス等の素材本来が | 下同じ。)が20m以下 | Rの範囲であり、明度5以 |
| 備 | 関 | | 持つ色彩については、こ | の部分は、色相5YRか | 上かつ彩度2以下又は明 |
| 計一 | すっ | | の限りでない。 | ら5Yの範囲であり、明 | 度3以上5未満かつ彩度 |
| 画 | る | | 2建築物の上部を利用す | 度5以上8以下かつ彩 | 4以下 |
| | 事 | | る屋外広告物は、2箇所 | 度1以上4以下又は明 | (3)色相5.0YRから4. |
| | 項 | | 以上設置しないこと。 | 度3以上5未満かつ彩 | 9Yの範囲であり、明度8 |
| | | | | 度1以上6以下 | 以上かつ彩度2以下、明度 |
| | | | | (2)建築物等の高さが20 | 5以上8未満かつ彩度4 |
| | | | | mを超える部分は、色相 | 以下又は明度3以上5未 |
| | | | | 5YRから0Yの範囲 | 満かつ彩度6以下 |
| | | | | であり、明度8以上かつ | |
| | | | | 彩度1以下又は明度5 | |
| | | | | 以上8未満かつ彩度2 | |
| | | | | 以下 | |
| | | | | 2建築物の上部を利用す | |
| | | | | る屋外広告物は、設置し | |
| | | | | ないこと。 | |

「区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設及び地区施設の配置並 びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由 別紙理由書による

理由書

川崎都市計画地区計画の決定(新丸子東3丁目南部地区地区計画)

小杉駅周辺地区は、本市の新総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」において、本市の広域拠点に 位置づけ、民間活力を活かした市街地再開発事業等により、駅周辺に、公共・公益施設をはじめ、商業、業務、 都市型住宅といったさまざまな都市機能の効率的な再配置・整備を行い、駅を中心とした利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進し、活力と魅力にあふれた広域拠点の形成をめざすものとしております。

また、「川崎都市計画都市再開発の方針」では、2号再開発促進地区に位置づけ、交通結節点としての機能 強化、商業・業務、研究開発、文化交流、医療、文教、都市型居住等の機能が集積した広域拠点の形成をめざ す地区としております。

さらに「都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」では、まちづくりの基本方針を「特色ある拠点相互の連携による魅力あふれる広域拠点づくり」「小杉地域の特性を活かした持続可能なまちづくり」「周辺環境資源との連携による広がりのある都市空間づくり」「協働のまちづくり」と定めるとともに、将来都市整備方針として、まちの骨格となる「核」、「軸」、及び「空間(ゾーン)」づくりを進めることにより、連携型の都市構造の構築をめざすこととしております。

新丸子東3丁目南部地区においては、商業機能や交流機能の集積によるうるおいと回遊性のある賑わいをめざす「商業・にぎわい軸」が地区の中央を通り、広域的な拠点性の高い商業・業務、サービス、文化、交流、医療・福祉、居住環境が複合した市街地の形成をめざす「複合的利用ゾーン」に地区全体が位置しています。こうした位置づけのある本地区においては、大規模工場の移転に伴う土地利用転換を適切に誘導し、土地の高度利用を図り、職住の調和した質の高い複合市街地の形成を図る必要があります。

本案は、新丸子東3丁目南部地区約4.1haにおいて、都市計画道路を補完する道路等の都市基盤施設の整備やオープンスペースの確保等による、周辺市街地の環境改善とあわせ、商業機能や良質な住環境を備えた居住機能等を計画的に誘導するとともに、幹線道路の沿線地区では、沿道利用型の複合市街地を形成し、広域拠点にふさわしい都市機能の充実を図るため、地区計画の決定をしようとするものです。